

**令和7年度**

**クラウドファンディング型ふるさと納税活用補助金**

【募集要領】

【補助金の概要】

市内に住所を有する個人、市内に事業所を有する（有する見込み）の個人・法人・団体が実施する、市の活性化や地域課題解決につながる新しい事業（取組）について、クラウドファンディング型ふるさと納税で募った寄附金をもとに、事業（取組）にかかる経費の一部を補助します。

※ 補助額はクラウドファンディングの結果により変動します。定額の補助金が保証されるものではありません。

※ クラウドファンディングの結果にかかわらず実施する意思を有する事業が対象となります（寄附者は、提案内容が実施されることを条件に寄附を行います）。自己資金や事業収入等を見込んだ収支計画を立てたうえで申請してください。

【募集期間】

　令和７年４月１日 （火）～ 令和７年５月３０日（金）

【問合せ先（申請書類の提出先）】

　伊勢市情報戦略局　企画調整課

　伊勢市役所本館２階（伊勢市岩渕１丁目７番２９号）

　電話：０５９６－２１－５５１０

　 ※受付時間　８時３０分 ～ １７時１５分



【申請様式】

　伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

URL　https://www.city.ise.mie.jp/shisei/gappei\_shingikai/20th/1018382.html

**１　補助対象者**

　・市内に住所を有する個人

　・市内に事業所を有する（有する見込み）の個人・法人・団体

ただし、次に該当するものは補助対象者とはなりません。

　○ 市税等を滞納している者

　○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者であると認められる者

　○ その他市長が適当でないと認める者

**２　補助対象事業（すべてを満たす必要があります）**

　・市の活性化または地域課題解決につながる事業

　・補助金の申請以降に着手し、申請年度の翌年度末までに完了する事業

　　 ※年度をまたぐ事業については、予算措置の議決を得られた場合に限ります。

・補助対象経費が１００万円以上の事業

・公序良俗に反しない事業

・特定の政治活動又は宗教活動を目的としない事業

**３　補助金額**

クラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金の額からその募集等に要する手数料等を除いた額とする。

原則として、

・上限５００万円

・補助対象経費の１００％以内

**４　補助対象経費**

　　対象事業を実施するために直接要する経費。（補助対象期間は、交付決定から事業を完了した日まで）

ただし、次に掲げる経費は対象とはなりません。

　　○ 食糧費（行事等に係る飲食代を除く）

〇 汎用性が高い備品等の購入に係る経費

〇 法人やその他団体にあっては、役員等の人件費や当該団体の管理に要する経費

○ 市等の他の補助制度を利用する経費

**５　補助金手続きの流れ　　☆は申請者が実施する手続き**

　　 ① 事業実施計画認定申請書類の提出　☆

　 ② 伊勢市が審査し、実施計画の認定／不認定決定　（申請者に、通知を送付）

※補助金交付決定前の事業着手を希望する場合のみ

※ ⑤事業に着手　☆

　　 ③ 伊勢市がクラウドファンディングを実施　***※申請者において寄附募集のＰＲを実施***

***市はホームページに掲載***

補助金交付決定前事前着手届提出　☆

　　 ④ 補助金交付申請書類の提出　☆

　 ⑤ 伊勢市が補助金交付決定　（申請者に、通知を送付）

　 ⑥ 事業に着手　☆

　 ⑦ 実績報告書類提出　☆

　　 ⑧ 伊勢市が補助金交付確定　（申請者に、通知を送付）

　　 ⑨ 補助金交付請求書提出　☆

　　 ⑩ 伊勢市が補助金を交付　（口座振込により支払い）

**６　事業実施計画認定申請手続き**

　必要事項を記入のうえ、次の書類を提出してください。

　　・申請書（様式第1号）

　　・地域活性化事業実施計画書（様式第2号）

　　・収支計画書（様式第3号）

　　・市税収納状況等確認承諾書（様式第4号）

　　・暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第5号）

　　・その他市長が特に必要と認める書類

　　　提出先：伊勢市情報戦略局　企画調整課　（伊勢市役所本館２階）

　 　　　　　　※受付時間　８時３０分 ～ １７時１５分

　　　募集期間：令和７年４月１日（火）～令和７年５月３０日（金）

**７　事業実施計画審査・認定（不認定）**

　事業実施計画申請書類の内容に基づき、審査します。

　審査結果については、事業実施計画認定（不認定）通知書で通知します。

**※補助金交付を確定するものではありませんのでご注意ください。**

　《審査基準》

　　 ・地域活性化または地域課題解決に資するものか

　　 ・すでにある事業ではなく新規性のあるものか

　　 ・事業計画が現実的で、実現可能なものか

・自己資金や事業収入等による収支計画が立てられているか　等

**８　事前着手（補助金交付決定前に事業着手が必要な場合のみ）**

　市が補助金の交付決定をしてから着手をすることが原則ですが、交付決定前に着手が必要な場合は、事業実施計画認定を受けた後に「交付決定前事前着手届（様式第10号）」を提出してください。

　なお、補助金の交付・不交付は補助金交付申請後に決定をします。不交付決定となった場合は補助金の交付を受けることができません。

**９　事業実施計画内容の変更**

　事業実施計画認定を受けた後、事業内容を変更しようとする場合、もしくは事業を中止（廃止）する場合は、事業実施計画変更認定申請書（様式第7号）を提出し、変更認定を受けなければなりません。

　※補助対象経費の額が減少する場合であって、その減少額が補助対象経費の額の20％以下の場合は不要

**10　クラウドファンディングの実施**

　クラウドファンディング型ふるさと納税で寄附を募ります。寄附の募集ページについては、伊勢市・寄附募集サイト管理業者・申請者と調整のうえ作成します。

**※クラウドファンディングの目標達成を目指し、団体においてクラウドファンディングの広報活動に努めてください（市はホームページに掲載）。広報活動として、ポスター・チラシ等を作成する場合は、事前に市へ情報共有してください。**

**※補助額はクラウドファンディングの結果により変動します。定額の補助金が保証されるものではありません。**

【寄附目標額の設定】

　　クラウドファンディングをするためには、寄附目標額の設定が必要です。

寄附目標額は下記条件のもと、申請者に決めていただきます。

　　　《条件》

寄附額からその募集等に要する手数料等に相当する額を除した金額が補助対象経費内であって５００万円以下

【返礼品の設定】

返礼品なしでクラウドファンディングを実施することができますが、任意で返礼品を設定することも可能です。

　　※ 返礼品を設定する場合、補助金額は寄附額から返礼品代金等を控除した額となります。

　　※ 伊勢市在住の寄附者には返礼品の提供はできません。

　　返礼品を設定する場合は、以下のいずれかのパターンを選択してください。

　　　・既に伊勢市のふるさと納税返礼品に登録されている物品等を返礼品として設定

　　　・新たに独自の物品等を返礼品として設定

　　　《新たに返礼品を設定する場合の流れ》

① 返礼品提供事業者登録（すでに登録いただいている場合は不要）

② 返礼品の応募



※返礼品提供事業者登録および返礼品の応募には要件があります。

詳細は市ＨＰをご確認ください。

※新たな返礼品登録は、国の審査が必要なため、３か月程度の時間を要しますので、時間に余裕をもって応募してください。

**11　補助金交付申請手続き**

　必要事項を記入のうえ、次の書類を提出してください。

　　・申請書（規則様式第1号）

　　　提出先：伊勢市情報戦略局　企画調整課　（伊勢市役所本館２階）

　 　　　　　　※受付時間　８時３０分 ～ １７時１５分

　　　提出期日：認定を受けた事業実施計画にかかる事業に着手する日の前日まで

**12　補助金交付決定**

　補助金交付申請書類の内容に基づき交付決定し、決定通知書で通知します。補助交付決定額は、補助限度額を明示するものであって、補助金支払額を約束するものではありません。

**補助金交付決定後、事業に着手してください。**

　　補助金交付決定前に着手が必要な場合は、８　事前着手をご確認ください。

**13　補助金交付申請内容の変更**

　補助金交付決定を受けた後、経費の配分や事業内容を変更しようとする場合、もしくは事業を中止（廃止）する場合は、事業計画変更承認申請書（規則様式第3号）を提出しなければならない

　※補助対象経費の額が減少する場合であって、その減少額が補助対象経費の額の20％以下の場合は不要

**14　実績報告**

　事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過する日か事業完了年の年度末のいずれか早い日に次の書類を提出してください。

　　・事業実績報告書（規則様式第6号）

　　・補助対象経費の支出を証明する書類の写し

　　・その他市長が特に必要と認める書類

**15　交付確定**

　実績報告書の内容を確認し、交付確定をします。交付確定は通知書で通知します。

**16　請求**

　必要事項を記入のうえ、交付請求書を提出してください。

**17　Ｑ＆Ａ**

Ｑ１　事業の実施場所は伊勢市内のみですか？

　　伊勢市の活性化や地域課題解決に資する事業であれば、実施場所は問いません。

Ｑ２　目標額を上回る寄附額が集まった場合はどうなりますか？

　　寄附額が補助対象経費内であれば、上回った額を含めて交付決定します。

補助対象経費を超える場合は、市にかかる他の地方創生に資する事業に充てさせていただきます。

Ｑ３　補助対象事業の実績額が補助金の交付決定額を下回った場合はどうなりますか？

　　　補助金の交付確定額は実績額に応じて、減額となります。減額分は、市にかかる他の地方創生に資する事業に充てさせていただきます。